



2026年7月22日

各位

会社名 エレコム株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 石見 浩一
(コード番号: 6750 東証プライム)
問合せ先 取締役 専務執行役員 田中 昌樹
電話番号 06-6229-2707

社員持株会を通じた譲渡制限付株式付与のための
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、当社及び国内当社グループ会社（以下「当社グループ」といいます。）の社員（※）に対してエレコム社員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与することとし、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、譲渡制限付株式は、本持株会の会員のうち、本持株会を通じて譲渡制限付株式の付与を受けることに同意した者（以下「対象社員」といいます。）に対してのみ付与されます。

※ 2026年4月1日時点及び2026年12月末日時点の双方において当社又は国内当社グループ会社である会社に在籍し、かつ日本に居住する者に限ります。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年12月22日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 406,245 株（注）
(3) 処分価額	1株につき 1,830 円
(4) 処分総額	743,428,350 円（注）
(5) 割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法による (エレコム社員持株会 406,245 株) なお、各対象社員への付与株式数は当社が定めた数とし、一部申込みは受け付けないものとします。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本日時点における最大値であり、対象社員となり得る最大人数である当社グループの社員 1,855 名に対して、1人当たり当社普通株式 219 株を付与するものと仮定して算出した最大数です。本自己株式処分における処分する株式の数及び処分総額は、本持株会加入者への本制度に対する同意確認終了後の対象社員数に応じて確定する見込みです。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、創業40周年を記念し、これまで会社の成長を支えてきた社員への感謝を形にするとともに、中長期的な企業価値向上への参画意識を高めることを目的として、社員持株会を活用した譲渡制限付株式（RS）制度を導入することを決議しました。

本制度では、対象社員が自己資金を拠出することなく株式を受け取ることができ、一定期間継続して本持株会の会員であることで譲渡制限が解除されます。そのため、社員への40周年記念還元、中長期的な株主との価値共有、エンゲージメント及び定着率の向上を実現することを目的としています。

本制度によるRSの流れは、以下のとおりです。

- ①当社又は当社子会社が、対象社員に特別奨励金（現金ではなく金銭債権）を支給
- ②対象社員は、その金銭債権を社員持株会へ拠出
- ③社員持株会が金銭債権を一括して当社へ現物出資
- ④当社は、その対価として譲渡制限付株式を社員持株会へ割当て
- ⑤社員は社員持株会を通じてRSを保有し、譲渡制限期間満了後に通常持分へ振替え

なお、本自己株式処分は、本持株会の規約の改定が効力を生じることを条件として実施します。

対象社員は、本持株会の規約に従って、本持株会に割り当てられる譲渡制限付株式に係る持分（以下「本持分」といいます。）を取得しますが、譲渡制限期間中は本持分に係る株式を引き出すことができません。本持株会は、その規約について、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに、譲渡制限付株式の割当てを受けるために必要な改正を行う予定です（当該改正は、理事会が会員に対し通知発信後2週間経過した時に、会員からの異議が会員数の2分の1に満たない場合に効力を生じる予定です。）。なお、本自己株式処分は、その処分期日の前日までに当該改正の効力が発生することを条件として実施されます。

また、当社は、当社普通株式の割当ての際に、本持株会との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定です。

なお、本自己株式処分における処分株式数は、上記1（注）に記載のとおり後日確定する見込みですが、その最大値は406,245株です。本自己株式処分による希薄化の規模は、当該最大値を前提とした場合、2026年3月31日現在の発行済株式総数（自己株式数を除きます。）80,538,615株に対し0.50%であり、2026年3月31日時点の総議決権数804,112個に対し0.51%です（これらの割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。）。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

（1）譲渡制限期間

本持株会は、処分期日から2031年6月30日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、対象社員による引出しを含む譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限の解除条件

対象社員が、2026年7月1日から譲渡制限期間の満了日までの期間（以下「在籍要件期間」という。）中、継続して本持株会の会員であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、当該条件を充足した対象社員が保有する本持分に応じた数の本割当株式の全部につき、

譲渡制限を解除する。ただし、対象社員が、譲渡制限期間中に、定年退職、死亡、役員昇格、その他の当社が正当と認める事由により本持株会を退会した場合には、退会月の第一営業日（以下「精算解除日」という。）をもって、精算解除日において当該対象社員が保有する本持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。また、対象社員が、譲渡制限期間中に、当社が自己都合と認める事由により当社を退職して本持株会を退会した場合には、精算解除日をもって、精算解除日において当該対象社員が保有する本持分に応じた数に、在籍要件期間開始日を含む月から精算解除日を含む月までの月数を 60 で除した数を乗じた数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。なお、途中退会時の譲渡制限の解除は、2026 年 12 月 31 日まで当社又は国内当社グループ会社に在籍した場合に限るものとする。

譲渡制限を解除する場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限を解除する本割当株式の数を通知するものとし、本持株会は、その規約の定めに従い、対象社員の保有する本持分のうち譲渡制限が解除された本割当株式に応じた部分について、定時定例の買付けにより取得した株式に関して当該対象社員が保有する通常の会員持分（以下「通常持分」という。）に振り替えるものとする。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点の直後の時点をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

無償取得を行う場合、当社は、本持株会に対して、本割当株式の無償取得を行う旨及び無償取得を行う本割当株式の数を通知するものとし、本持株会は、その規約の定めに従い、当該通知の到達した時点において当該対象社員の保有する本持分のうち当該無償取得が行われる本割当株式に応じた部分について、当該対象社員の保有する本持分から控除するものとする。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。また、本持株会は、その規約の定めに従い、本持分と通常持分とを分別して登録し、管理する。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において対象社員が保有する本持分に応じた数の本割当株式の全部につき、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

３．処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、当社グループが譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として対象社員に支給し、対象社員が本持株会に拠出した金銭債権を出資財産として、本持株会がこれを現物出資することにより行われるものです。その処分価額は、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年 7 月21日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である 1,830 円としております。

上記処分価額の当社普通株式の一定期間における終値平均値からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入しております。乖離率につき以下同じです。）は、次のとおりです。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1 か月（2026年6月22日～2026年7月21日）	1,795 円	1.95 %
3 か月（2026年4月22日～2026年7月21日）	1,721 円	6.33 %
6 か月（2026年1月22日～2026年7月21日）	1,701 円	7.58 %

なお、監査役3名全員（社外監査役3名）は、上記処分価額について、対象社員に対してインセンティブを付与すること等を目的としていること、及び、処分価額は、取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値としていることに鑑み、割当先である本持株会に特に有利な処分金額に該当しないと判断した過程は合理的であり、かかる判断は適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること及び②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

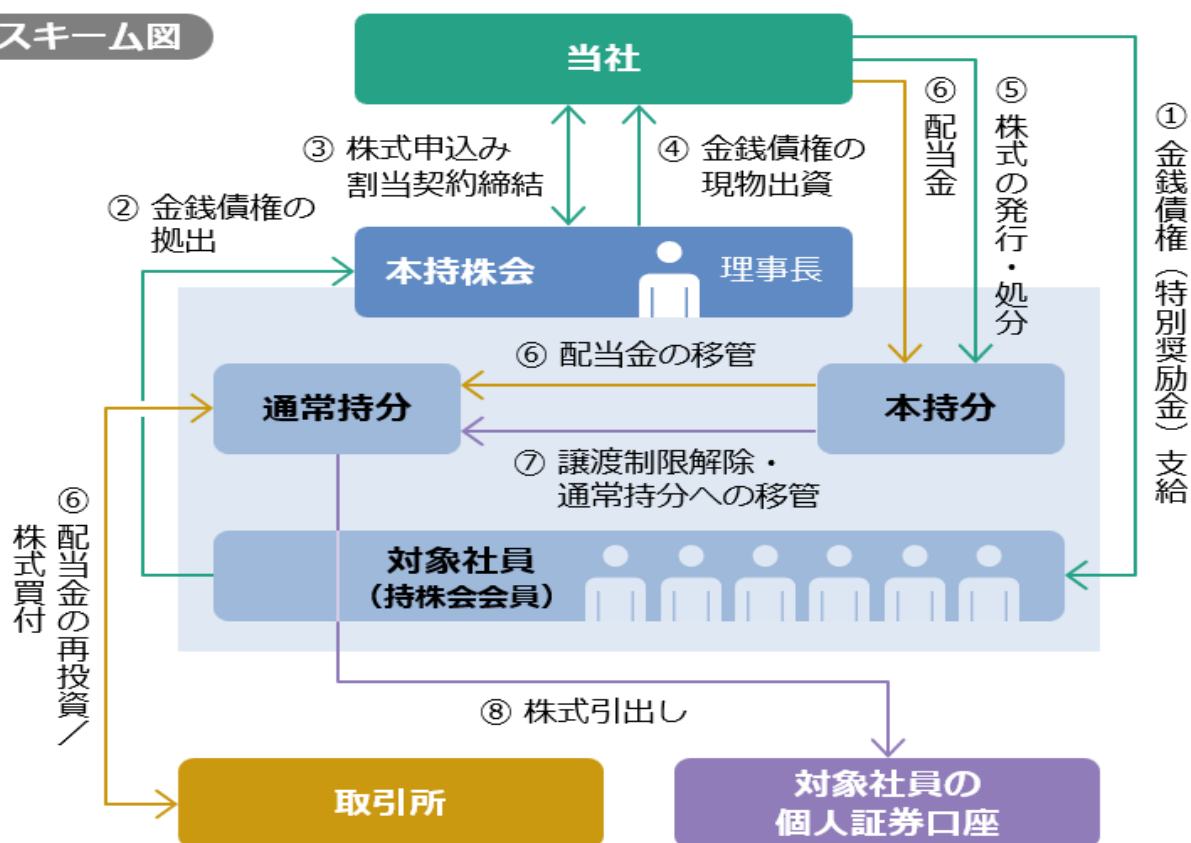
(ご参考)

本制度は、社員が金銭を負担して株式を購入する制度ではなく、会社から支給する特別奨励金を原資として譲渡制限付株式を付与する制度です。

本制度の流れ

- ① 当社又は当社子会社は、対象社員に対して特別奨励金として金銭債権を支給します。
- ② 対象社員は、当社又は当社子会社から支給された金銭債権を本持株会に拠出します。
- ③ 本持株会は、当社に対して株式の申込みを行い、当社との間で本割当契約を締結します。
- ④ 本持株会は、各対象社員から拠出を受けた金銭債権を一括して当社に現物出資します。
- ⑤ 当社は、本割当株式を本持株会に割り当てます。
- ⑥ 譲渡制限期間中も本割当株式について配当金が支払われますが、配当金は通常持分と合わせて再投資されます。
- ⑦ 本持株会は、譲渡制限期間の満了後に、その規約の定めに従って、対象社員の保有する本持分のうち譲渡制限が解除された本割当株式に応じた部分について、通常持分に振り替えます。
- ⑧ 対象社員は、上記⑦の振替後には、本持株会の規約の定めに従って、本割当株式を自己の証券口座に引き出すことができます。

スキーム図



※ 上記の図のうち「①金銭債権（特別奨励金）支給」について、子会社の社員には当該子会社から金銭債権（特別奨励金）が支給されます。

以上